

運輸事業者運行支援緊急対策支援金の支給申請手続について

1 申請期間

令和8年4月13日（月）から令和8年6月30日（月）まで（必着）

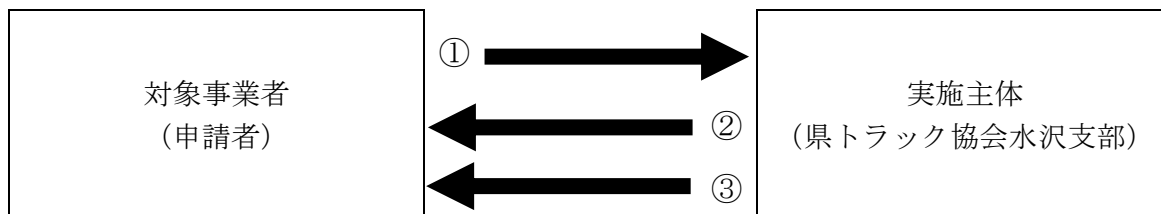
2 申請方法

原則郵送とする。

3 提出書類（全てA4サイズで作成すること。）

共通	① 運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給申請書兼請求書（様式1） ② 支援対象車両一覧（様式2） ③ 支給対象車両の車検証の写し又は登録事項等証明書の写し（申請日が有効期間内にあることを確認できるもの） ④ 自動車検査証記録事項（新規又は更新時に発行されるもの。車検証が電子車検証の場合に限る。） ⑤ 北日本銀行の振込依頼書		
	受取人欄	希望する振込先口座（いずれの金融機関でも可）の情報、申請者（個人又は法人）名義の振込先口座情報を記載すること。	
	依頼人欄	【フリガナ】イワテケントラックキョウカイミズサワシブ 【おでんわ】0197443621 【お名前】岩手県トラック協会水沢支部 【おところ】岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻80-3	
区分ごと	区分		書類
	ア 申請時点で岩手県トラック協会水沢支部から第4弾までの運輸事業者運行支援緊急対策支援金の支給を受けている者		⑥
	イ 申請時点で岩手県から「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」の支給を受けている者		⑥
	ウ 許可書を紛失した者又は組織変更等により許可書等に記載された名称等が申請時点のものと異なる者		⑦
	エ 初めて申請する者（ア・イ以外の者）		
	(ア) 市内に本社があるもの		⑧又は⑨
	(イ) 市外に本社がある支店、営業所等		⑧⑨両方
	(ウ) 貨物軽自動車運送事業者		⑨
	(エ) 個人事業主		⑩
	⑥ 支給決定通知書の写し		
⑦ 発行から6か月以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）			
⑧ 貨物自動車運送事業における国土交通大臣の許可書又は免許の写し			
⑨ 貨物自動車運送事業における国土交通大臣への届出書又は貨物軽自動車運送事業者であることを証明する書類（写し可）			
⑩ 令和7年分の確定申告書の写し			

4 支援金支給までの流れ



- ① 申請書類の提出
- ② 書類審査、支給可否の決定・通知（①から約2週間以内）
- ③ 指定口座への振込（②から約1月以内）

5 申請先及び問合せ先

岩手県トラック協会水沢支部

住 所 〒029-4503 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻80-3

電 話 0197-44-3621

E-mail iwatokyo-mizusawa★cap.ocn.ne.jp 上記の★を@に書き換えること。）

受付時間 午前9時から午後4時まで（土日祝日を除く。）